

スターフィールド・テクノロジーズ・インク  
テスト **SSL** テスト証明書サービス利用約款

スターフィールド・テクノロジーズ・インク テスト **SSL** 証明書サービス利用約款（以下、本約款と言います）は、米国アリゾナ州登記法人であるスターフィールド・テクノロジーズ・インク（以下、スターフィールドと言います）及びスターフィールドの販売代理店であるジェイサート株式会社（以下、ジェイサートと言います）と、スターフィールド テスト **SSL** 証明書サービス（以下、テスト証明書サービスと言います）利用者及びその代理人（以下、総称して利用者と言います）との間で、利用者がジェイサートのウェブ証明書ライフサイクル管理システム（以下、ジェイストアと言います）でテスト証明書の発行申請を行った時点で利用者とスターフィールド及びジェイサートとの間に適用されるものとしします。

本約款は、利用者によるテスト証明書サービスの利用に関わる諸条件を定め、利用者とスターフィールド及びジェイサートとの間の一切の合意内容を取り決めるものであり、利用者はジェイストアでテスト証明書の発行申請を行うことで、本約款一切の諸条件に拘束されることに合意しているものとしします。

1. 用語の定義

本約款における次の用語は以下に述べる意に解釈されるものとしします。

CA あるいは認証局とは、スターフィールドそのものであつて、テスト証明書を生成し、署名し、配布し、失効する権限を有する組織のことを言います。 **CA** は、テスト証明書発行ステータス情報を配布し、且つテスト証明書や同ステータス情報が保管されたリポジトリ情報を提供する責任を有しています。

危殆化とは、秘密鍵の紛失、盗難、漏えい、改ざん、権限外の利用及びその他のセキュリティを損なう事象を総称します。

守秘義務対象情報とは、利用者が本約款に合意することでスターフィールドあるいはジェイサートから得られる一切の情報を言い、これには秘密鍵や公開鍵、個人の身元を明らかにする情報、パスワード情報、あるいは明示的であろうとなかろうとスターフィールドあるいはジェイサートにより機密であるとされた情報を含みますが、それらに限りません。

秘密鍵とは、相対する公開鍵との併用により、電子署名や暗号化されたファイルやメッセージを検証することが出来る電子データファイルのことを言います。

公開鍵とは、秘密鍵と相対する、公開された電子データファイルのことを言います。

RAあるいは登録局とは、スターフィールドの管理下にある認証業務機関のことを言います。

依存当事者とは、テスト証明書あるいはテスト証明書に記載された電子署名を信頼してインターネット上で取引する個人及び組織を総称します。

販売代理店とは、スターフィールドの許可を得てスターフィールドの製品及びサービスを利用者に販売する個人あるいは組織を総称します。

利用者とは、テスト証明書の発行を受ける個人あるいは組織、またはその個人あるいは組織によりテスト証明書の申請及び管理を本約款に即し代行する権限を付与された個人あるいは組織の総称であって、テスト証明書に格納された秘密鍵に相対する公開鍵を取り扱うことが出来る個人あるいは組織を言います。

スターフィールド PKIとは、個人及び組織にテスト証明書を提供する、スターフィールド公開鍵基盤のことを言います。

ジェイストアとは、ジェイサートのウェブサイト上で、ジェイストア利用規約に従い、テスト証明書の申請、更新、失効、再発行、リキーなどのテスト証明書のライフサイクル管理を行う手段を利用者に提供するツールのことを言います。

## 2. 利用方法の制限

利用者は、スターフィールド・テクノロジーズ・インクがジェイサートと協働して提供するスターフィールド SSL 証明書（以下、本番証明書と申します）がウェブサイトなど利用者の環境で適切に動作するかどうかを検証することを目的に、テスト証明書を利用することができます。

## 3. スターフィールド、ジェイサートの義務

テスト証明書が利用者に発行されて初めて、スターフィールド及びジェイサートは本約款に即しテスト証明書サービスを利用者に提供することになります。尚、スターフィールド及びジェイサートは本約款に即し、利用者の事前の承諾を求めず自らの判断で、利用者のテスト証明

書の発行申請を拒絶する権利を留保しているものとし、その理由については利用者に開示する義務を有さないものとします。

#### 4. スターフィールド及びジェイサートの表明と保証

スターフィールド及びジェイサートは以下が正しいことを表明し、保証するものとします。

- (a) テスト証明書サービスを提供するために合理性ある技術と能力を持ち合わせていること。
- (b) テスト証明書を生成する際に、利用者のテスト証明書情報を誤って取り扱わないよう合理的な配慮を行っていること。

#### 5. 利用者の義務

利用者の本約款における義務は以下の通りとします。

- (a) 生成した公開鍵と登録情報を裏付ける証明書類等をジェイサートの求めに応じ提出すること。
- (b) 生成された秘密鍵を危殆化から保護する為の適切なる対策を取ること。
- (c) スターフィールド及びジェイサートに対し利用者のテスト証明書に記載されることになる情報や身元情報あるいは認証情報の正確性と完全性につき保証すること。
- (d) 生成された秘密鍵及び証明書情報の正確性の消失あるいは危殆化につき認められた場合にはジェイサートに迅速に報告すること。
- (e) 証明書を失効あるいは有効期限が到来した場合には、証明書を搭載したサーバから証明書を取り除くこと。

#### 6. 利用者の表明と保証

利用者は以下が正しいことを表明し、保証するものとします。

- (a) 利用者により提供されたテスト証明書記載情報は、正しく、正確であり且つ完全であること。
- (b) 全てのデジタル署名は利用者が保有するテスト証明書に格納された公開鍵に相対する秘密鍵を利用して生成されていること、そしてデジタル署名が生成された時点でテスト証明書が期限切れとなっておらず失効していないこと。
- (c) テスト証明書が合法的に、且つ利用者に付与された権限の範囲内で利用されていること。
- (d) 利用者は、利用者の立場でテスト証明書を利用し、CAの立場での利用をしないこと。
- (e) 利用者は、スターフィールドとスターフィールド以外のCAとの間、及び利用者と依存当事者との間に、何らの委託信任関係を求めないこと。
- (f) 利用者は、第三者の権利を侵害する方法でテスト証明書サービスを利用していないこと。

#### 7. テスト証明書の失効

スターフィールド及びジェイサートは、利用者が以下のいずれかに該当する事象のジェイサー

トに対する迅速なる報告を怠った場合、利用者の事前の承諾を求めず自らの判断で、利用者のテスト証明書を直ちに失効する権利を留保しているものとします。

- (a) 利用者により、秘密鍵あるいは秘密鍵を保護するセキュリティに対する侵害が発見され、あるいは合理的にそうであると疑われ、これをジェイサートに迅速に報告しなかった場合、
- (b) 利用者が、本約款に定められた利用者に課された重大な義務を履行しなかった場合、またはスターフィールド PKI のセキュリティあるいは完全性を危殆化させた場合、

なお、利用者は、上記事象により影響を被ると合理的に予想される個人あるいは組織に対し、直ちに通知する義務を負うものとします。

#### 8. 秘密鍵の危殆化

利用者は、利用者の秘密鍵に侵害があった場合、その理由を問わず、その侵害に関わる一切の損失及び損害につき、利用者自身の損失あるいは損害に限らず、責任を有しているものとします。

#### 9. 約款期間及び約款解除

本約款は、利用者がジェイストアでテスト証明書の発行申請を行った時点で、申請されたテスト証明書毎に個別に適用されるものとします。本約款に基づくテスト証明書サービスの利用は、いずれかの約款当事者からの通知によりいつでも終了出来るものとします。本約款に基づくテスト証明書サービスの利用は、テスト証明書の失効により、そうでなければテスト証明書の有効期限の到来により終了するものとします。スターフィールドあるいはジェイサートが本約款に即し本約款に基づくテスト証明書サービスの利用を終了させる場合、利用者への事前の通知無くテスト証明書を失効することができるものとします。

#### 10. 知的財産権

テスト証明書、公開鍵、秘密鍵はスターフィールドの知的財産であり、それらの所有権の一切はスターフィールドが保有しています。サービスマークや特許、複製権等（を含み且つそれらに限られない）により生み出される製品やそれらの改良品に関わる一切の法的権利はスターフィールドが保有しているものとします。他方、利用者は本約款の定めるところを超えて、そうしたスターフィールドの財産権に対する権利や所有権、持分を一切主張することは出来ません。スターフィールドは、利用者に対し、公開鍵や秘密鍵、生成された電子署名等を含む、利用者が対価を支払ったテスト証明書サービスに関わる、失効可能で非独占的、且つ第三者へ譲渡することが出来ないテスト証明書の利用権を付与しているに過ぎません。

スターフィールド及びジェイサートは、商標やサービスマーク、屋号やその他の商業上の表象

を明らかにするもの一切の権利を保有しているものとします。 利用者は、スターフィールドあるいはジェイサートの事前の書面による承諾無く、いかなる方法であろうともスターフィールドあるいはジェイサートの名前やロゴを利用することは出来ません。

利用者は、テスト証明書発行申請時、第三者の知的財産権を侵害するいかなる名称等を使用することは出来ません。

#### 1 1. 保証の拒絶

スターフィールド及びジェイサートは、本約款に特段の定めのない一切の保証については、それが明確であろうとなかろうと（市場性や何らかの特定の目的への適合性、権利不侵害、所有権に関するものや、法定あるいは商習慣に関するものを含み且つそれらに限られない）、何ら表明をせず、その提供を明確に拒絶するものとします。 スターフィールド及びジェイサートは、テスト証明書サービスが利用者の何らかの期待に沿うものであることを、あるいは同サービスが中断せず適時に、安全に過失無く提供されることを、あるいは欠陥があったとしてもそれが必ず是正されることを、何ら保証するものではありません。 スターフィールド及びジェイサートは、スターフィールド及びジェイサートが利用者に提供する全てのサービスとその利用成果において、サービスの正確性や精度、信頼性等何らかのものを保証することも表明することもありません。

#### 1 2. 補償

利用者は、スターフィールド及びジェイサートを、以下を含む（がそれらに限られない）事象に影響されたテスト証明書及びテスト証明書サービスを依存当事者が利用あるいは依存することにより発生する、クレーム、法的責任、損害賠償請求、代理人手数料や訴訟費用等の第三者への費用や支払いなど、一切の債務から救済し補償するものとします。

- (a) テスト証明書発行申請時の利用者による不当表明や提供情報の欠落や誤り
- (b) テスト証明書の権限外の利用や改変
- (c) テスト証明書のセキュリティを保全する為の適切な対策を講じなかった場合
- (d) 第三者の知的財産権の侵害

利用者は、上記に類するクレームや損害賠償請求があった場合には直ちにジェイサートに書面にて通知し、それらクレームや訴訟をスターフィールド及びジェイサートが制御し、管理出来るよう対応しなければなりません。 利用者は、クレームや訴訟の過程でスターフィールド及びジェイサートと十分に協力することに合意しているものとします。

利用者は、上記に類する事象に起因するクレームや訴訟から自らの費用で自らを守り、解決し

なければなりません。

### 1 3. 責任の上限

スターフィールド及びジェイサートは、テスト証明書サービスにおける利用者のいかなる損失についても責任を有さないものとします。

### 1 4. 改訂及び変更

利用者は、スターフィールドあるいはジェイサートが本約款やテスト証明書サービスの諸条件を適時自らの判断で利用者への事前の承諾なく、改訂及び変更することを承知了解しているものとします。

いかなる改訂及び変更も、ジェイサートのウェブサイト上に掲載された時点で有効に成立し、利用者を拘束するものとします。利用者がテスト証明書サービスを当該改訂及び変更が成立した後も継続利用するならば、それをもって利用者が当該改訂変更を順守することに合意したものと見做すことが出来るものとします。

### 1 5. 不可抗力

いずれの約款当事者も、地震や洪水、その他天変地異、戦争や反社会勢力からの妨害行為、火災や伝染病、暴動、交通や通信インフラの停止や遅れ、第三者あるいはその従業員や代理人、請負業者等の不作為や遅れ等（を含み且つそれらに限られない）双方の合理的制御の及ばない事由による本約款に定められた履行義務（但し、利用者による対価の支払い義務は除く）の不作為や遅れについては、本約款上の約款不履行には当たらず、また他方の当事者に対して責任を有さないものとします。

### 1 6. 可分性及び完全合意

利用者は、本約款の諸条件が可分性を有していることに合意しているものとします。本約款のいずれかの部分条項に実効性がないか、あるいは無効であると判断された場合、その部分条項については、適用出来る法解釈を出来る限り精緻に当てはめ本約款への合意時の双方当事者の意図するところに沿うよう努力するものとします。その他の影響無い条項については、当該条項の解釈に関わらず、原文通りに適用されるものとします。

利用者は、本約款及び本約款中に参照される CPS 等の関連書類のみが、テスト証明書サービスに関わる利用者スターフィールド及びジェイサートとの間の唯一完全なる合意内容であることを承知しているものとします。

#### 17. 準拠法と紛争解決

本約款およびこれに基づくテスト証明書サービスの利用に関する紛争は日本法により解釈されるものとし、本約款のいずれかの条項に関わる紛争を解決する場合、法的措置を講ずる前に、利用者はジェイサート及びその他の紛争に関わる関係者に通知をし、当事者間で紛争の解決を図るものとします。紛争が、最初のいずれか当事者からの通知から **60** 日以内に解決出来なかった場合、当該紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

#### 18. 譲渡

利用者は、ジェイサートの事前の書面にての承諾無く、本約款に基づくテスト証明書サービスの利用に関する地位をいかなる個人あるいは組織にも譲渡することは出来ません。いかなる個人あるいは組織とは、第三者のみならず、親会社、子会社、関係会社等を含み且つそれらに限られないものし、他方、譲渡とは、利用者事業の一部売却や他社との合弁や統合、組織再編を含み且つそれらに限られないものとします。

#### 19. 放棄

いずれかの約款当事者による本約款における部分的権利の放棄や不作為をもって、当該当事者が本約款上のその他全ての権利をも放棄したものと見做されないものとします。

#### 20. 存続条項

条項 **2,8,9,10,11,12,13,15,16,17,18,20** は本約款に基づくテスト証明書サービスの利用の終了後も存続して双方当事者を拘束するものとします。

#### 21. 通知

本約款に関する通知や要求や要請は、電子メールあるいは書面にて行われるものとします。電子メールにおいては、相手が受領した時点で通知が完了したものと見做され、一方書面においては、投函後 **5** 日あるいは実際に相手が受領した時のいずれか早く到来した時点を持って通知が完了したものと見做すものとします。

利用者からスターフィールドあるいはジェイサートへの通知は、以下のジェイサートに対し電子メールあるいは郵便にて行われるものとします。

ジェイサート株式会社 サポートグループ

〒102-0082 東京都千代田区一番町 4 番 22 号プレイアデー一番町 4 階

電子メール: [support@jcert.co.jp](mailto:support@jcert.co.jp)